メンタルヘルスカウンセリング事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、メンタルヘルス上の課題等をもつ教職員に適切に対応するため、 市町村(京都市を除き、組合を含む。以下同じ。)立学校の校長及び教頭並びに府 立学校の校長、副校長及び事務長(以下「校長等」という。)に対して、相談員が 対応方法等について助言を行い、もって校長等を支援することを目的として実施す るものとする。

(相談員)

第2条 相談員は、精神科の医師とし、京都府教育委員会教育長が社団法人京都府医師会会長の推薦を受け委嘱する。

(相談員の配置)

第3条 相談員の配置は、次の表に掲げるとおりとする。

ブロック	相談員の	対 象 と な る 学 校
	人数	
京都市・乙訓	1	乙訓教育局の所管区域及び京都市の区域にある学校
山城	1	山城教育局の所管区域にある学校
南丹	1	南丹教育局の所管区域にある学校
中 丹	1	中丹教育局の所管区域にある学校
丹 後	1	丹後教育局の所管区域にある学校

(相談の対象者)

第4条 相談の対象者は、校長等とする。

(相談の日時及び場所)

第5条 相談の日時及び場所は、あらかじめ、京都府教育庁管理部教職員企画課長 (以下「教職員企画課長」という。)が相談員と調整の上、決定するものとする。

(相談の申込)

- 第6条 教職員企画課長は、相談の日時及び場所を各市町村教育委員会教育長及び各府立学校長に通知するものとする。
- 2 相談の申込みは、校長が教職員企画課長に対して書面により行うものとする。
- 3 前項の申込みは、市町村立学校にあっては、当該市町村教育委員会及び教育局を 経由して行うものとする。

(相談の実施)

- 第7条 教職員企画課長は、メンタルヘルスカウンセリング事業日程等通知書(別紙様式1)により相談員に通知するものとする。
- 2 前項の通知に従い、相談員は、面談等の方法により相談を実施するものとする。
- 3 相談員は、相談終了後、業務報告書(別紙様式2)を教職員企画課長に提出する ものとする。

(秘密の保持)

第8条 相談を受けた者(相談の申込みを受けた者を含む。)は、その事務に関して 知り得た秘密をいかなる理由があっても漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほかメンタルヘルスカウンセリングについて必要な 事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月21日から施行する。

メンタルヘルスカウンセリング事業日程等通知書

番号年月日

(相談員氏名) 様

京都府教育庁管理部教職員企画課長

平成 年 月のメンタルヘルスカウンセリング事業を下記のとおり実施しますのでよろしくお願いします。

記

- 1 相談日時 平成 年 月 日() 時 分から 時 分まで
- 2 相談場所

業務報告書

年 月 日

京都府教育庁管理部教職員企画課長 様

相談員氏名

印

メンタルヘルスカウンセリング事業実施要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり業務状況(平成 年 月分)を報告します。

記

- 1 相談日時 平成 年 月 日() 時 分から 時 分まで
- 2 相談場所
- 3 相談件数 件(うち面談によるもの 件、電話等によるもの 件)

管理部教職員企画課長 あて

学校名 職·氏名

メンタルヘルスカウンセリング事業相談申込書

上記事業について、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 希望相談日時 平成 年 月 日()午後 時から
- 2 相談場所
- 3 相 談 者